

「寺院振興支援対策（過疎対策）」の基本方針

<目的> 宗門の伝道教化基盤の充実振興を図る

<対象> 「過疎地域」に所在する寺院、並びに過疎化現象から生じる門信徒数の減少などにより、寺院の護持・運営が困難な状況にある寺院が、「寺院規程」に定める“寺院の目的”を果たすことができない、または将来その可能性が高い寺院

<方法> ○「寺院規程」に定める“寺院の目的”を果たすことができるよう支援する

○寺院の実態に即した対応をするため、教区と綿密な連携を図る

○寺院の護持・運営等に関する相談に対応する

以 上

[註] 2012(平成 24)年度寺院活動支援部<過疎地域対策担当>立案第 15 号 (平成 25 年 3 月 4 日付決裁)に基づく。